

- (1) 此の闘争を通して、特に工場班、農村班の組織確立の爲め努力する
- (2) 日帝開争のより猛烈なる展開
- (3) 立候補せらる地方

- (1) 普通地方に於ける主任執行委員会及び特別の地方に於ける臨時主任執行委員会
- (2) 当該道府県内の立候補せる地区及び立候補せざる地区に於ける財政、應援、選挙運動の統一ある運動方針を具体的に与へること
- (3) 本部との連絡及び各支部、選挙対策委員会との連絡
- (4) 特別の地方に於ては特に闘争の轻重を認識しての適宜なる方針の樹立
- (5) 時々刻々の注意、指令
- (6) 本部よりの指令の具体化等力の爲めに活動する
- (7) 選挙区専属選挙対策委員会は、
- (8) 当該選挙区に於ける利々の具体的活動方針を與へ、
- (9) 財政の豊否を計り

- (1) 立候補者の配分編成
- (2) 本部、支部、支隊、支隊主任執行委員会、地区の選挙対策委員会及び各支部との最良なる情報交換
- (3) 自衛隊を法障せしめ、選挙運動の自由を護り
- (4) 糾察隊として敵の選挙運動を糾弾し、敵の主張及び運動方法を探りこれに對抗する力が戦術を立てしめる
- (5) 法定運動組織は主任執行委員会及び選挙区専属の選挙対策委員会を示す方針に基き、具体的選挙運動に従ふ

三、言論戦の方針

- (1) 我等の言論戦は、暴露とアジと宣傳と投票への効果と組織への効果とを全体として、兼ね備へたものでなくてはならぬ
- (2) 選挙区専属の戦隊(△△隊、○○隊等々)の幹士隊を編成すること
- (3) 各幹士隊に隊長を置くこと
- (4) 演説会に就いて
- (5) 演説会はなるべく多く開くこと
- (6) なるべく有料にすること、若しくは寄附受箱を設けること
- (7) 時間とあまり長くせぬこと